

子育て支援センターからのお知らせ

～遊びにきませんか？～

子育て支援センターの平成18年度の活動は、2月の閉講式で終了となりましたが、育児相談、電話相談などは、年間を通して行っています。ご利用ください。

平成19年度の活動は、4月の広報でお知らせします。



育児相談・電話相談

お気軽にご利用ください。
◇日時 毎週水曜日
午前10時～午後3時

相談窓口・問い合わせ

子育て支援センター
(志津川保育所内) ☎46-3692
担当 三浦

JR東日本からのお知らせ

JR東日本では、仙台空港鉄道(株)の仙台空港アクセス線(名取～仙台空港間)の開業などに伴うダイヤ改正を、平成19年3月18日(日)に実施します。

気仙沼線のダイヤ改正はありませんが、気仙沼線に影響するダイヤ改正などをお知らせします。

■気仙沼線と東北本線の接続時間が変わります

気仙沼線のダイヤ改正はありませんが、東北本線のダイヤ改正により、次の車両の接続時間が短縮されます。

＜現行＞ 気仙沼線		接続時間	東北本線	
気仙沼発 11時31分	小牛田着 13時34分	18分	小牛田発 13時52分	仙台着 14時38分

＜改正＞ 気仙沼線		接続時間	東北本線	
気仙沼発 11時31分	小牛田着 13時34分	4分	小牛田発 13時38分	仙台着 14時24分

■快速「南三陸1号・4号」の車両変更と、指定席の販売を一時中止します

東北本線・気仙沼線を運転している快速「南三陸1号・4号」にキハ110系気動車を投入して、サービス向上を図ります。また、快速「南三陸2号・3号」は7月に車両変更する予定です。

これに伴い、快速「南三陸」全車両がキハ110系気動車に統一されるまでの間、指定席の販売を一時中止します。

乗車券の購入は地元駅で

町では、鉄道を利用する際に志津川駅と歌津駅のどちらでも乗車券を購入できるよう、乗車券発売業務経費の一部負担等を行って有人駅として営業いただいています。

乗車券の発売額が増えれば、各駅発売所の収入が増えることとなりますので、乗車券、定期券などの購入はできるだけ地元駅をご利用ください。

■その他の主な改正

○仙台空港鉄道と東北線の直通運転を開始します

運転区間 仙台～仙台空港間 (17.5キロメートル)
運転本数 終日40往復 (1時間あたり2～3本)

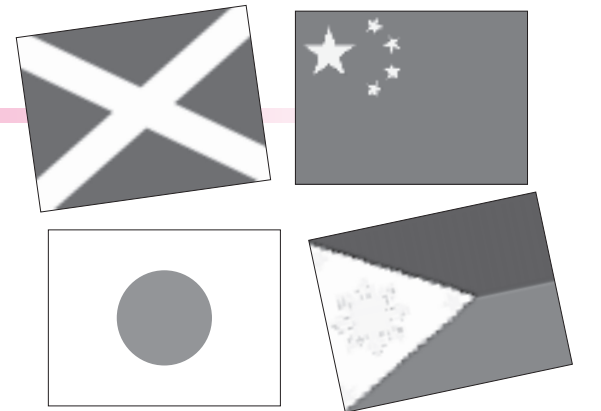
○新幹線などの列車内を全面禁煙とします

喫煙車両のあった東北・秋田・山形新幹線及び特急「スーパーひたち」・「あずさ」などの特急列車は、全面禁煙となります。(他会社に直通する列車のうち特急「はくたか」・「しなの」、急行「きたぐに」・「能登」、寝台列車及び一部の団体臨時列車などは除かれます。)

※ダイヤ改正による列車時刻の詳細は、時刻表などでご確認ください。

国際交流フェア開催!!

南三陸町国際交流協会 国際理解事業



南三陸町内に暮らしている海外出身者は、年々増え、現在約130名もの方々が居住しています。

同じ町に住んでいても、交流する機会が少ないため、国際交流協会では、国際理解を深めることを目的に交流事業を開催します。

異文化交流を通して、新たな世界を発見してみませんか？

◇日時 3月4日(日) 午前11時～午後2時

◇場所 志津川保健センター

◇参加 町内在住者はどなたでも参加できます。(参加費無料)

◇申込期限 3月2日(金)

◇申込先、問い合わせ 国際交流協会事務局(役場企画課 まちづくり推進係 ☎46-1371)

固定資産税 Q&Aコーナー

知っているようでよく分からない。固定資産税の素朴な疑問についてお答えするシリーズ第2弾です。

Q4 数年前に新築した家屋の固定資産税が急に高くなったのはどうしてでしょうか？

新築の住宅に対しては、一定の要件に該当するときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分に限り、120平方メートルまでの居住部分に相当する固定資産税額(家屋分)の2分の1が減額される制度が設けられています。

例えば、平成14年5月に新築された木造の住宅(床面積100平方メートル)の固定資産税が平成18年度から急に高くなった場合は、平成15～17年度の3年度分は固定資産税減額の適用期間ですが、平成18年度からは減額期間が終了し、本来の税額に戻ったことがその理由です。その他、増築したときは、その翌年度分から増築分についても固定資産税が課税されますので、従来の年度より家屋の固定資産税は高くなります。

Q5 年の途中で土地や家屋の売買があったとき、それ以降は誰に課税されますか？

私は、平成18年11月に自己所有の土地と家屋の売買契約を締結し、平成19年2月には買主への所有権移転登記を済ませました。平成19

年度分の固定資産税は誰に課税されますか？

平成19年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

地方税法の規定により、土地と家屋の固定資産税は、賦課期日(毎年1月1日)現在、登記簿等に所有者として登記されている人に対して、その年度分の固定資産税を課税することになっているからです。

Q6 地価が下落しているのに固定資産税額が上がる場合があるのはなぜですか？

評価の均衡を図るため、全国一律に宅地の評価水準を地価公示価格等の7割を目途とする評価替えが平成6年度に行われましたが、それまでは市町村ごとに評価水準がばらばらでしたので、各宅地の評価額の上昇割合にもばらつきが生じるようになりました。一方、この評価替えによって税負担が急増しないよう課税標準額をなだらかに上昇させる負担調整措置が講じられました。この結果、評価額と課税標準額との間に大きな開きが生じ、評価替えによる評価額の上昇が大きかった土地ほど税負担

の水準が低いという状況が生じてしまいました。税負担の公平の観点から地域や土地によって評価額に対する税負担に格差があるのは問題であることから、この格差を解消していくため平成9年度の税制改正により、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)という仕組みが導入されました。

具体的には、負担水準が高い土地については税負担を据え置いたり引き下げたりする一方、負担水準が低い土地については税負担を段階的に引き上げていくという仕組みになっています。このため、地価の動向に関わりなくすべての土地の税額上がるのではなく、地価が下落しているのにも関わらず税額が上がっているものは、負担水準の低い土地に限られます。

このように、現在は税負担の公平を図るため、そのばらつきを是正している過程にあることから、地価動向と税負担の動きとが一致しない負担水準の低い土地は、評価替えで評価額が下がった場合であっても、段階的に税負担が上昇することになります。

(次号へ続く)

問い合わせ

町民税務課 課税係 ☎46-1372
歌津総合支所 住民生活課 税務係 ☎36-3925